

店舗 ポイントサービス運用ルール

第1条 (目的)

本ポイントサービス運用ルール（以下「運用ルール」といいます。）は、生活協同組合コープあいち（以下「生協」といいます。）の店舗が、利用する生協の組合員に対して、ポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、その諸条件を定めるものです。

第2条 (ポイントの付与条件)

1. 本サービスは生協の組合員及びファミリーカードをお持ちのご家族様に限らせていただきます。
 - (1) 組合員証カードの提示
生協の各店舗に組合員証カード（以下「ファミリーカード」を含みます）をご持参ください。 お持ちでない方は、原則として組合員としての割引サービス等を受けることができません。
 - (2) ご精算前に組合員証カードをご提示ください。 お忘れの場合は、ご申告いただきましたらレシートにお忘れ用バーコードを印字します。 ご精算日から1か月以内に組合員証とレシート（バーコード付き）をお持ちいただければ加算いたします。 尚、期限が切れたものは加算できません。
 - (3) 組合員証カードのご提示がない場合は、 コープあいちオリジナル電子マネーWithCa（以下「ウイズカ」といいます。）のポイントは付与できません。 お忘れになった場合は（2）と同じ扱いとなります。
 - (4) 以下の商品はポイントが付与されません。
チケット・共済・保険・切手・はがき・宅急便・ゴミ券等及び生協が指定する商品・サービス
2. 本サービスは、現金・クレジットカード・地域振興券・電子マネー等（マナカ、ウイズカ）のお支払い分をポイント対象金額とします。
3. 本サービスは、生協の全店舗及び移動店舗で行います。ただし、移動店舗は生協が定めた方式によります。

第3条 (ポイント付与)

本サービスの付与は以下の通り実施します。

- (1) ご利用金額400円（本体価格）につき1ポイントを付与します。
- (2) ウイズカご使用の場合は、ご利用金額400円（本体価格）につき1ポイントを別途付与します。
- (3) ポイントの残高はレシートに表示されます。ただし、移動店舗で

は表示されません。 生協所定の方式にてお知らせします。

- (4) ポイントは、組合員バーコード単位で付与します。
- (5) ファミリーカードへのポイント付与は組合員ご本人とは別に付与します。
- (6) キャンペーン、販売促進、ギフト、予約商品等による特別付与を行う場合は、生協が定める方式において行います。

第4条 (ポイントの還元)

1. ポイント残高が300ポイントに達すると、300円分の商品割引券(以下「お買い物券」といいます。)を自動的に発券いたします。発行日から6か月以内にご利用ください。期間を過ぎますとご利用いただけません。
 - (1) お買い物券は精算前にお渡しください。300円分のご利用金額に充当できます。
 - (2) お買い物券は金券ではありませんのでお釣りはできません。
 - (3) 次の商品は、お買物券でご利用いただけません。
金券・チケット・共済・保険・切手・はがき・宅急便・ゴミ券等及びコープあいちが指定する商品・サービス等
2. お買い物券が発券されるとポイント残高より300ポイント減算されます。発券を取り消すことはできません。

第5条 (禁止事項)

本サービスにおいて以下の行為はできません。

- (1) 本サービスのポイント残高及びお買物券は、現金と交換は一切できません。
- (2) 組合員証カードとファミリーカードとのポイント残高の合算はできません。
- (3) 本サービスにおけるお買物券は、生協の店舗及び移動店舗以外では使用できません。
- (4) 保有するポイント残高およびお買物券を、他の組合員に貸与、譲渡、共有、合算はできません。

第6条 (組合員証カードの紛失・盗難・破損)

1. 組合員証カードを紛失・盗難・破損された場合は、ご利用されている店舗までお申し出ください。生協が定める手続きにより組合員証カードを再発行します。再発行登録した時点で記録されているポイント残高を組合員バーコードに移行します。
2. 紛失・盗難・破損された組合員証カードまたは、組合員バーコードが添付されたウィズカ、クレジットカードが不正に使用された場合、生協は一切責任を負いません。

第7条（返品等）

お買い上げいただいた商品を返品される場合は、レシートと組合員証カードをお持ちください。返品がなされた場合、自動的にポイントは減算されます。

第8条（ポイントの有効期限）

本サービスのポイントの有効期間は最大2年間となります。年間単位での付与となります。

- (1) ポイントの有効期限は、3月21日～翌年の3月20日までに付与されたポイントについて、その次の年の3月20日までとなります。
- (2) 有効期限内にポイントが300ポイント（お買物券の発券）に満たない場合は消滅します。

第9条（ポイントの特別使用）

閉店等、生協側都合により店舗の利用が困難なことが想定される場合、脱退（予約）届を提出された組合員は、生協が決める方式及び期限において、ポイントの利用消化ができることとします。

第10条（本サービスの変更・終了）

本サービスは、関係法令の変更、社会事情の変化等により生協が必要と判断した場合は、同意なく変更・終了することができます。

- (1) 本サービスの変更・終了は、その効力発生日の1カ月前から変更の内容もしくは終了のお知らせ等を店頭に掲示します。
- (2) 本サービスの変更もしくはお知らせの掲示が効力日から2カ月経過した時点で変更・終了の承諾を得たものとします。

付則

この運用ルールは、2016年6月21日から施行します。

この運用ルールの改廃は、コープあいち店舗事業本部もしくは東海コープ事業連合店舗運営企画部が行います。

改訂履歴

2017年3月21日	一部改定
2018年10月1日	改定
2019年10月1日	改定
2021年3月21日	一部改定
2022年3月21日	一部改定
2022年4月21日	一部改定
2022年6月21日	第9条の改定（出資振替の停止）
2025年3月21日	一部改定